

肥薩線利用促進・魅力発信協議会規約

(名称)

第1条 この会は、肥薩線利用促進・魅力発信協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、肥薩線の利用を促進し、同線の魅力を発信することにより、沿線市町村の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 肥薩線の利用促進に資する事業
- (2) 肥薩線の魅力発信に資する事業
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる市町村で組織する。

八代市、人吉市、芦北町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、えびの市、霧島市、伊佐市、湧水町

2 協議会の会員は、前項に定める市町村の首長とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監事 2名

2 役員は、会員の中から総会において選出する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、欠員補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちから会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、第4条に掲げる会員をもって構成し、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 事業計画の決定及び変更に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 規約の改廃に関すること
- (4) その他会長が必要と認めた事項に関すること

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

4 会員は、やむを得ない理由により出席できない場合は代理となる者を出席させることができることとし、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

5 会議の議決は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、会長が所属する市町村の担当部局に事務局を置く。

(会計)

第9条 協議会の経費は、会員市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金の額は、総会の議決を経て定める。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終了する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年6月30日から施行する。